

山元町定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、人口の減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を図るため、新たに住宅の取得を行う新婚世帯、子育て世帯、新規転入者及び民間住宅の賃借を行う新婚世帯、子育て世帯、町内に就業する新規転入者並びに住宅の増改築・リフォームを行う新婚世帯、子育て世帯に対し、予算の範囲内において定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、山元町補助金等交付規則（平成4年山元町規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に町内に住所を有し、かつ、生活の実態があることをいう。
- (2) 新婚世帯 申請日現在において、夫婦のいずれか一方が45歳未満である婚姻後5年を経過していない世帯（再婚を含む。）で、かつ、町内に定住する意思を有する世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 子ども（出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子）を扶養している世帯で、かつ、町内に定住する意思を有する世帯をいう。
- (4) 新規転入者 転入前2年以上住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による他の市区町村の住民基本台帳に記録されている者で、平成20年4月1日以降に定住の意思をもって本町に転入しようとする者をいう。
- (5) 新規転入町内就業者 前号に掲げる新規転入者で、かつ、町内で就業する常用雇用労働者（パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等を除く。）又は個人事業主（農業従事者、漁業従事者等を含む。）である者をいう。
- (6) 新築住宅取得 自己の居住の用に供するため住宅を新築し、又は新規に建築された住宅を購入することをいう。ただし、平成23年3月11日において山元町に住所を有し、かつ被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）第3条に基づく、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給を受けた者又は、防災集団移転促進事業に係る補助金、東日本大震災による津波被災住宅再建のための補助金及び、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助金を受けた者が住宅を新築又は購入する場合を除く。
- (7) 中古住宅取得 過去に居住の用に供されたことがある住宅（土地を含む）を、自己の居住の用に供するため購入することをいう。ただし、平成23年3月11日において山元町に住所を有し、かつ法第3条に基づく、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給を受けた者又は、防災集団移転促進事業に係る補助金、東日本大震災による津波被災住宅再建のための補助金及び、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助金を受けた者が中古住宅を購入する場合を除く。
- (8) 町内建築業者 町内に事務所を有する住宅建設関連事業者等で、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた法人又は個人若しくはこれ以外のもので町長が認める者をいう。

(9) 民間賃貸住宅 建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 町営等の公的賃貸住宅

イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅

ウ 3親等以内の親族が所有する住宅

(10) 増改築・リフォーム 居住している住宅の部屋、便所、浴室、台所等を増改築又は改修することをいう。ただし、平成23年3月11日において山元町に住所を有し、法第3条に基づく、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給を受けた者又は、防災集団移転促進事業に係る補助金、東日本大震災による津波被災住宅再建のための補助金及び、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助金を受けた者が増改築・リフォームをする場合を除く。

(11) 指定区域 町が定める特定環境保全公共下水道の事業計画の認可を受けた区域内または、農業集落排水事業の区域内であって、申請日の2年前より登記上の地目が宅地または、農地法(昭和27年法律第229号)第4条、第5条の規定により、居住用として使用する旨の許可申請がされた農地である区画をいう。ただし、町が定める災害危険区域の第1種区域及び第2種区域に該当する区画を除く。

(補助事業等)

第3条 補助事業の種類は、次のとおりとする。

(1) 住宅取得奨励事業

(2) 民間賃貸住宅家賃助成事業

(3) 住宅リフォーム支援事業

2 前項各号に掲げる補助事業の対象者及び対象経費等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、山元町定住促進事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、別表第1に定めるところにより町長に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による交付決定の通知は、山元町定住促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとし、当該決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に送付する。

(変更等の手続)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、山元町定住促進事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、山元町定住促進事業実績報告書(様式第4号)によるものとし、別表第1に定めるところにより町長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第8条 補助金は、山元町定住促進事業補助金交付請求書(様式第5号)により町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定

を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (3) 第3条第1項第1号、及び第3号の事業に係る補助事業者が、補助金を交付された日から起算して5年以内に当該補助に係る住宅を譲渡又は滅失したとき。
- (4) 第3条第1項第2号の事業に係る補助事業者が、補助金を最後に交付された日から起算して5年以内に町外に転出したとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該補助事業者に、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助に関する規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成21年3月31日告示第33号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第65号)

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行日の前日までにおいて事業が完了しているものに対する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年2月21日告示第14号)

この告示は、平成24年2月21日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年6月29日告示第47号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第 号)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行日の前日までにおいて事業に着手しているものに対する規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

ア 住宅取得奨励事業

対象者	<p>新婚世帯、子育て世帯及び新規転入者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 平成20年4月1日以降に、新築住宅又は中古住宅を取得すること。ただし、平成23年3月11日において山元町に住所を有し、法第3条に基づく、東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給を受けた者又は、防災集団移転促進事業に係る補助金、東日本大震災による津波被災住宅再建のための補助金及び、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助金を受けた者が新築住宅又は中古住宅を取得する場合を除く。</p> <p>(2) 山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）第2条に定める公共料金の滞納者でないこと。ただし、新規転入者にあつては、申請日の属する年度の前年度において納付すべき市町村民税等の滞納がないこと。</p> <p>(3) 以前に当該住宅取得奨励事業による助成を受けていないこと。</p>
対象経費	<p>新築住宅取得又は中古住宅取得に要した費用とする。</p>
補助金	<p>種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>1 基本補助金 新築住宅取得の場合は50万円、中古住宅取得の場合は20万円とする。ただし、取得価格が補助金額に満たない場合は、取得価格を補助金額とする。</p> <p>2 加算補助金</p> <p>(1) 新婚世帯及び子育て世帯が新築住宅を取得する場合は、基本補助金に70万円、中古住宅取得の場合は、基本補助金に40万円を加算する。</p> <p>(2) 町内建築業者により建築された新築住宅を取得した場合は、基本補助金に30万円を加算する。</p> <p>(3) 新築住宅取得者が平成20年4月1日以降に当該新築住宅取得に係る土地を取得した場合は、基本補助金に20万円を加算する。ただし、土地を売買により取得した経費が補助金額に満たない場合は、当該経費を補助金額とする。</p> <p>(4) 新築住宅取得者が平成27年4月1日以降に指定区域において当該新築住宅を取得する場合は、基本補助金に30万円を加算する。</p> <p>(5) 新規転入者が新築住宅を取得する場合は、基本補助金に100万円、中古住宅取得の場合は、基本補助金に40万円を加算する。</p>
申請手続	<p>1 申請時期 工事着手前又は売買契約締結後速やかに申請すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 別紙1（住宅取得奨励事業用）</p> <p>(2) 住民票の写し（世帯全員分）</p> <p>(3) 戸籍謄本</p> <p>(4) 戸籍附票（過去の住所履歴が分かるもの）</p> <p>(5) 山元町行政サービス制限実施要綱第2条第1号に定める公共料金の納入状況確認同意書。ただし、新規転入者にあつては、納税証明書又は非課税証明書</p> <p>(6) 住宅取得及び土地取得並びに住宅の改修に要する経費を明らかにできる書類 （売買契約書又は工事請負契約書等の写し）</p> <p>(7) 当該土地の登記事項証明書</p> <p>(8) 施工者が建設業法に基づく許可を受けた者であることを証明する書類又は山元町建設職組合の推薦書</p> <p>(9) 誓約書（様式第6号）</p>
実績報告	<p>1 報告期限 当該住宅に入居後速やかに報告すること。</p> <p>2 添付書類</p>

	<ul style="list-style-type: none">(1) 取得した土地及び建物の登記事項証明書(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し(3) 住宅取得に要した費用を明らかにできる書類（領収書又はこれに準ずるものの写し）(4) 住民票の写し（世帯全員分）
--	--

備考 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

イ 民間賃貸住宅家賃助成事業

対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 平成27年4月1日以降に、民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結しており、かつ、当該契約前から引き続いて当該住宅に居住していないこと。</p> <p>(2) 申請日において本町に住所を有すること。</p> <p>(3) 山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）第2条に定める公共料金の滞納者でないこと。ただし、山元町外の事業者にあつては、申請日の属する年度の前年度において納付すべき市町村民税等の滞納がないこと。</p> <p>(4) 新婚世帯又は子育て世帯、もしくは新規転入町内就業者、その他特に町長が認めた者であること。</p> <p>(5) 以前に当該補助事業による助成を受けていないこと。</p>
対象経費	<p>月3万円以上の民間賃貸住宅の家賃と当該民間賃貸住宅に附属する駐車場（1台分）の1月当たりの使用料を合算した額（共益費等を除く）。ただし、雇用主より住宅手当又はそれに相当する手当の支給を受けている場合は、算出した月額から当該支給額を控除した額とする。</p>
補助金	<p>金額及び交付回数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 金額 対象経費に2分の1を乗じて得た額又は2万円のいずれか低い額に賃貸月数を乗じた額（36ヶ月を限度とする。）</p> <p>(2) 交付回数 会計年度毎に1回</p>
申請手続	<p>1 申請時期 入居後速やかに申請すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 別紙2（民間賃貸住宅家賃助成事業用）</p> <p>(2) 住民票の写し</p> <p>(3) 戸籍抄本</p> <p>(4) 賃貸借契約書の写し</p> <p>(5) 山元町行政サービス制限実施要綱第2条第1号に定める公共料金の納入状況確認同意書。ただし、新規転入者にあつては、納税証明書又は非課税証明書</p> <p>(6) 雇用主による住居手当又はこれに相当する手当の支給の有無及び支給額を証明する書類</p> <p>(7) 誓約書（様式第6号）</p> <p>(8) その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1 報告期限 会計年度毎に翌年度の4月20日までに報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 当該賃貸住宅の家賃を支払ったことが明らかにできる書類（領収書又は口座振込証明書若しくはそれに準じるものの写し）</p> <p>(2) その他町長が必要と認める書類</p>

備考 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

ウ 住宅リフォーム支援事業

対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 平成27年4月1日以降に、50万円を超える住宅の増改築・リフォームを施行すること。</p> <p>(2) 自己所有又は3親等以内の親族が所有する住宅に居住し、申請日において新婚世帯、または子育て世帯であって、前号の工事を行う世帯をいう。ただし、防災集団移転促進事業に係る補助金、東日本大震災による津波被災住宅再建のための補助金及び、がけ地近接等危険住宅移転事業に係る補助金を受けた者を除く。</p> <p>(3) 山元町行政サービス制限実施要綱（平成21年山元町告示第15号）第2条に定める公共料金の滞納者でないこと。ただし、山元町外の事業者にあつては、申請日の属する年度の前年度において納付すべき市町村民税等の滞納がないこと。</p>
補助対象	<p>補助対象となる住宅の増改築・リフォームは、別表第2に定める工事とする。</p>
補助金	<p>種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本補助金 住宅の増改築に要する経費の3分の1以内の額とし、50万円を上限とする。</p> <p>(2) 加算補助金 町内建築業者により増改築・リフォームを施行した場合は、基本補助金に10万円を加算する。</p>
申請手続	<p>1 申請時期 原則として工事着手前に申請すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 別紙3（住宅リフォーム補助事業用）</p> <p>(2) 世帯全員の住民票の写し</p> <p>(3) 戸籍謄本</p> <p>(4) 工事見積書</p> <p>(5) 山元町行政サービス制限実施要綱第2条第1号に定める公共料金の納入状況確認同意書。ただし、新規転入者にあつては、納税証明書又は非課税証明書</p> <p>(6) 誓約書（様式第6号）</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類</p>
実績報告	<p>1 報告期限 工事終了後速やかに報告すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 工事に要した経費を明らかにできる書類（領収書又は口座振込証明書若しくはそれに準じるものの写し）</p> <p>(2) 増改築面積が10㎡を超える場合は、建築基準法に基づく建築確認済証（建築確認通知書）の写し</p> <p>(3) 前号以外の場合は、出来型のわかる書類（図面等）</p> <p>(4) 工事写真（着工前・完成）</p> <p>(5) その他町長が必要と認める書類</p>

備考 算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てるものとする。

別表第2（第3条関係）住宅リフォーム補助事業

ア 補助対象工事

増改築	<p>居住している住宅の部屋、便所、浴室、台所、玄関等の増改築とし、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 既設の住宅の増築</p> <p>(2) 既設の住宅の一部を取り壊しての改築で、山元町〇〇〇補助金の交付を受けていないもの</p>
リフォーム	<p>対象となるリフォームは次に掲げるものとする。</p> <p>1 部屋の改修</p> <p>(1) 物置等の部屋への改修</p> <p>(2) 住宅内への壁等の設置による部屋への改修</p> <p>(3) 既存の部屋の窓・壁の改修</p> <p>2 便所の改修</p> <p>(1) 水洗化のための改修</p> <p>(2) 洗浄(暖房)便座への交換</p> <p>3 浴室の改修</p> <p>(1) 浴室、浴槽・シャワー器具類の改修(システムバスの設置を含む。)</p> <p>(2) 脱衣所の改修</p> <p>4 台所の改修</p> <p>(1) 台所、流し台・調理台の改修</p> <p>(2) システムキッチンの設置</p> <p>5 その他町長が事業の目的に合う改修工事と認めるもの</p>

イ 補助対象外工事

工事	<p>対象外とする工事は次に掲げるものとする。</p> <p>1 バリアフリー工事</p> <p>2 耐震工事</p>
その他の改修	<p>対象外となる改修は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住宅外の水道管・排水管及び合併浄化槽の設置</p> <p>(2) 太陽光発電設備</p> <p>(3) 便器・便座以外の器具類</p> <p>(4) 台所の調理台器具類</p> <p>(5) その他町長が事業の目的に合わない改修工事等と認めるもの</p>

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

山元町長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

山元町定住促進事業補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、山元町定住促進事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の種類（該当する事業の□にチェック）

- 住宅取得奨励事業（別紙1）
- 民間賃貸住宅家賃助成事業（別紙2）
- 住宅リフォーム補助事業（別紙3）

2 補助金交付申請額 金 円

別紙 1

補助事業名		住宅取得奨励事業				
申請者の状況	氏名		生年月日	年	月 日	
	配偶者名		生年月日	年	月 日	
	最年少の子の氏名		生年月日	年	月 日	
	電話番号	— —	入居(予定)年月日	年	月 日	
	婚姻年月日	年 月 日				
住宅の状況	区分	1 新築住宅		2 中古住宅		
	所在地	山元町				
	建築業者 (中古住宅の場合は売主)	住所又は所在地				
		名称又は氏名				
		電話番号	— —			
取得価格		円	住宅建設等 契約年月日	年	月 日	
土地の状況	取得年月日	年 月 日		取得価格	円	
	売買契約の相手方	住所又は所在地				
		名称又は氏名				
		電話番号	— —			

※ 補助金交付申請額

① 新築住宅取得

(基本補助) + (新婚子育て加算) + (町内建築業者加算) + (土地取得加算) + (指定区域加算)
【50万円限度】 【70万円限度】 【30万円限度】 【20万円限度】 【30万円限度】
 (円) + (円) + (円) + (円) + (円)

+ (新規転入者加算) = **補助金交付申請額**

【100万円限度】

+ (円) = 円
 (千円未満切捨て)

② 中古住宅取得

(基本補助) + (新婚子育て加算) + (新規転入者加算) = **補助金交付申請額**
【20万円限度】 【40万円限度】 【40万円限度】

(円) + (円) + (円) = 円

(千円未満切捨て)

別紙 2

補助事業名		民間賃貸住宅家賃助成事業			
申請者の状況	氏名		生年月日	年	月 日
	配偶者名		生年月日	年	月 日
	最年少の子の氏名		生年月日	年	月 日
	電話番号	— —	入居(予定)年月日	年	月 日
	婚姻年月日	年 月 日			
	勤務先名称 <small>(新規転入町内就業者)</small>				
	勤務先住所 <small>(新規転入町内就業者)</small>	山元町			
民間賃貸住宅	所在地	山元町			
	賃貸業者	住所又は所在地			
		名称又は氏名		電話番号	— —
	家賃月額	円	住宅手当等支給額	円	
	家賃助成申請の対象期間	年 月～ 年 月 (か月)			

※ 補助金交付申請額

$$((\text{家賃月額}) - (\text{住宅手当等支給額})) \times 1/2 = \text{家賃補助月額}$$

$$((\text{円}) - (\text{円})) \times 1/2 = (\text{円})$$
 ※算出された額と2万円のいずれか低い額

$$(\text{家賃補助月額}) \times (\text{家賃助成対象期間}) = \text{補助金交付申請額}$$

$$(\text{円}) \times (\text{か月}) = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$
 (千円未満切捨て)

雇用証明欄 (新規転入町内就業者で雇用されている方)

雇用証明	
上記のものを 年 月 日から常用雇用労働者として雇用していることを証明します。 <small>(※パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者またはこれらに属する労働者ではありません。)</small>	
年 月 日	事業所名称 所在地 代表者職氏名 電話番号
	印

個人事業主宣誓欄 (新規転入町内就業者で個人事業主の方)

宣誓	
私、	は山元町内にて 業に従事している事を誓います。
	印

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

山元町定住促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました山元町定住促進事業補助金については、山元町補助金等交付規則第4条の規定により金 円を交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

山元町長 印

(交付の条件)

山元町長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

山元町定住促進事業変更（中止）承認申請書

年 月 日付け山元町指令第 号で交付決定の通知がありました山元町定住促進事業について、下記のとおり申請内容を変更（中止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 変更（中止）の内容

年 月 日

山元町長

殿

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

山元町定住促進事業実績報告書

年 月 日付け山元町指令第 号で交付決定の通知がありました山元町定住促進事業について、下記のとおり実施したので、山元町補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 申請の内容

2 完了年月日

年 月 日

3 交付決定額

金

円

山元町長

殿

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

山元町定住促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け山元町指令第 号で交付決定の通知がありました山元町定住促進事業補助金について、下記により交付されるよう請求します。

記

1 申請の内容

2 補助金交付確定額 金 円

3 補助金請求額 金 円

4 振込指定口座
金融機関名
支店等名
口座番号
(フリガナ)
口座名義人

誓約書

私は、山元町の住民として定住の意志をもって山元町定住促進事業補助金を申請します。ただし、山元町定住促進事業補助金交付要綱第9条に該当することとなったときは、同要綱第10条の規定に基づく返還命令に従います。

年 月 日

申請者

住所

氏名

印

山元町長

殿